

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 6 月 16 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600267号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700028号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA船舶(船舶所有者は不明)における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB船舶(船舶所有者は不明)における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC船舶(船舶所有者は不明)における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の船舶所有者D県における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和23年6月1日から同年11月1日まで
② 昭和26年11月1日から昭和27年3月1日まで
③ 昭和27年7月1日から同年11月1日まで
④ 昭和38年11月1日から昭和39年3月1日まで
⑤ 昭和21年4月1日から同年6月1日まで

私は、請求期間①から④までについて、下記のとおり漁船に乗っていたが、船員保険被保険者の記録がない。当時の船員手帳は紛失してしまったが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

請求期間①について、F船舶のような平仮名の船名のカツオ船に乗っていたものと記憶していたが、私がインターネットで調べた船名録において、G社所有のA船舶(昭和22年に滅失している汽船)を見つけたことにより、A船舶が私の乗った漁船と何らかの関連があって、その船名がその漁船に命名されたのではないかと思うようになった。当該漁船では、H県I漁港で下船した記憶がある。

請求期間②について、マグロ船のB船舶に乗っており、船名は平仮名だったと思うが、船籍

登録は漢字だったかもしれない。

請求期間③について、J社の前身であるK社のマグロ船のC船舶に乗った。C船舶は、2航海又は3航海ぐらいしか行っていない比較的新しい鉄船で、K社として操業したのではなく、L県Mにチャーターされていたと思う。

請求期間④について、乗船したN船舶はD県所有の遠洋漁業の指導船であり、私は人員育成のための指導者として乗り組んだ。

また、請求期間⑤について、私は、E社に勤務し、入社間もなく入校した造船学校の造船課程を修得（半年間）した後に、同社に戻って業務に従事していたが、その厚生年金保険被保険者の記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、インターネットで調べた船名録において見つけたA船舶が自身の乗った漁船と何らかの関連があって、その船名がその漁船に命名されたのではないかと思う旨主張しているところ、昭和16年の日本船名録（O社発行）においてP船籍のG社所有のA船舶は確認できたが、日本年金機構の船員保険の記録において当該船舶名の記録は見当たらない。

また、G社船舶部の事業を承継したQ社に、請求期間①当時の平仮名の漁船名のA船舶及びF船舶について照会したところ、同社は、「当社の所有船舶又は関連船舶ではないため不明である。」と回答しており、請求者が乗船したとする船舶の船舶所有者及び船舶名を特定することができない。

さらに、請求者は、H県I漁港で当該カツオ船を下りた記憶があると主張しているところ、H県R課に請求期間①当時の水揚げ船舶について照会したところ、同県は、「当県内の漁船原簿にA船舶及びF船舶という名前の船舶はなく、また、他県で登録を受けている漁船の情報はない。」と回答しており、請求者が乗船したとする船舶を確認することができない。

請求期間②について、請求者は、マグロ船のB船舶に乗っており、船名は平仮名だったが、船籍登録は漢字だったかもしれない旨主張しているところ、日本年金機構の船員保険の記録において、L県Sの船舶所有者TのU船舶を確認できたが、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前は見当たらない。

また、B船舶について、上記の日本船名録により確認したところ、P県所属の船舶所有者VのW船舶、船舶所有者XのY船舶及びH県所属の船舶所有者Zのa船舶を確認できたが、日本年金機構の船員保険の記録において、i)船舶所有者Vは船員保険の適用となっていることが確認できるものの、船舶名は不明であり、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前は見当たらず、ii)船舶所有者XのY船舶は船員保険の適用が確認できず、iii)船舶所有者Z（後に、b社）のa船舶は船員保険の適用となっていることが確認できるものの、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前は見当たらない。

さらに、請求者が主張するB船舶を手配したとする者に、請求者及び当該船舶について照会したが、回答を得ることができなかった。

加えて、L県c組合に、上記の手配者の船舶について照会したが、昭和26年当時の同県S

町の無線局に所属していた船主名、船名等が記載された名簿に d の e 船舶の記載が確認できるものの、当該船舶所有者の船員保険の適用は確認できず、また、L 県 f 組合 S 事業所に、請求者及び B 船舶について照会したが、当時の資料が保存期間経過によりないため不明であると回答している。

請求期間③について、請求者は、J 社の前身である K 社のマグロ船の C 船舶（鉄船）に乗船したと主張しているところ、上記の日本船名録により当時において K 社所有の C 船舶（鉄船）が 11 隻確認できたが、日本年金機構保有の当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前は見当たらない。

また、J 社に請求期間③当時の C 船舶と関連する船舶について照会したが、同社は、当時の資料は散逸しているため詳細は不明である旨回答しており、請求者が乗船したとする C 船舶について確認することができない。

さらに、請求者は、乗船した C 船舶は K 社として操業したのではなく、L 県 M にチャーターされていたと思う旨主張しているところ、L 県 c 組合が保管している昭和 26 年度の同県 S 町の無線局に所属していた船主名、船名等が記載された名簿（カツオ船。マグロ船に係るものはない。）には船舶名が第十六 C 船舶、g で「チャーター二月四日」と記載されていることが確認できるが、日本年金機構の船員保険の記録において船舶所有者 g は見当たらない。

加えて、L 県 f 組合 h 所に請求者及び C 船舶について照会したが、同組合は、当時の資料が保存されておらず、不明であると回答している。

請求期間④について、請求者は、乗船した N 船舶は D 県所有の遠洋漁業の指導船であり、人員育成のための指導者として乗り組んだと主張しているところ、上記の日本船名録により当時において D 県所有の i 船舶という船舶が確認できたが、船舶所有者として D 県が船員保険の適用となったのは昭和 40 年 10 月 2 日であり、請求期間④については船員保険の適用とはなっていない上、日本年金機構保有の当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前は見当たらない。

また、i 船舶における昭和 40 年 10 月 2 日の適用時の船員保険被保険者に請求者について照会したが、請求者を知らない旨の陳述であった。

さらに、当該船舶に係る資料を保管している D 県立 j 高等学校に、請求期間④当時の同船及び請求者について照会したところ、同校は、同船は昭和 35 年 * 月 * 日竣工の遠洋漁業の指導船であり、当時の資料として乗員の履歴書を保管しているが、請求者のものは見当たらなかったと回答しており、請求者の当該船舶における勤務実態について確認することができない。

なお、請求期間①から④までについて、請求者は、当時の船員手帳を紛失しているため、請求者の乗船時の船舶名、職務、船舶所有者・住所、雇入年月日、雇止年月日等を確認することができない上、請求者の船員保険の被保険者記録により請求者が現在所有している船員手帳以外の船員手帳番号が分かり、その番号を管理する k 運輸局 L 運輸支局に当該番号に係る乗船履歴を照会したが、同支局は、資料がないと回答しており、請求者の当該期間の乗船履歴を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

2 請求期間⑤について、請求者は、E社に勤務し、入社間もなく入校した造船学校の造船課程を修得（半年間）した後に、同社に戻って業務に従事していたと主張しているところ、請求者が入校したとする造船学校の後継のL県立I高等学校に、請求者の在学状況について照会したが、同校は、当時の関係資料は保存期間経過によりないと回答しており、請求者の当該期間当時の状況について確認することができない。

また、E社に係る職員健康保険被保険者名簿の請求期間⑤及びその前後において、請求者の名前はなく、健康保険の番号に欠番もない。

さらに、同社に請求期間⑤における請求者について照会したところ、請求者がE社に勤務していたことは覚えている関係者はいたが、いつ頃勤務していたか記憶は曖昧であり、現在の事業主は、請求期間⑤当時の資料は破棄しているため、請求者の勤務期間や厚生年金保険の加入については分からない旨回答しており、また、同社の当時において厚生年金保険被保険者資格を有する者に照会したが、回答が得られないことから、請求者の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間①から④までに係る船員保険料及び厚生年金保険被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。